# 令和6 (2024) 年度栃木県文化振興基金助成事業 募集要項 (地域伝統文化継承事業)

### 1 目的

「栃木県文化振興基金」を活用し、地域伝統文化継承活動を行う団体に対し、事業費の一部を助成しています。

文化活動の振興をさらに推進するため、令和6年度栃木県文化振興基金助成事業(<u>地域伝統</u> 文化継承事業)を募集します。

# 2 助成対象事業

国指定・国選択・県指定・市町指定の無形民俗文化財で民俗芸能及び年中行事に係る「用 具、衣装の修理又は更新等」、「記録作成」、「その他地域伝統文化の普及・継承に必要な事 業」が対象となります。ただし、申請事業について市町が経費の一部を負担することが条件 となります。

なお、県指定については、「用具、衣装の修理又は更新等」は対象になりません。

#### 3 助成対象事業の実施期間

交付決定日から令和7 (2025) 年3月31日まで

※ 令和7 (2025) 年3月31日までに助成対象経費の支出を完了させる必要があります。

## 4 助成対象者

助成対象者は、次の(1)から(3)までの条件を全て満たす団体とします。

- (1) 県内に住所又は活動拠点があること。
- (2) 原則として一定の活動実績があり、事業を完遂できる見込みがあること。
- (3) 代表者が明らかで、定款や規約などを有しており、会計経理が明確で過去の決算書を提出できること。

### 5 助成対象外の事業

次のいずれかに該当する場合は、助成対象外となります。

- ① 地域住民に公開されないものに対する修理又は更新等
- ② 既に国、県、その他の団体等から助成を受けている事業
- ③ 地域の伝統文化の調査、保存又は整備のための計画策定に係る事業
- ④ 専ら営利を目的とする事業
- ⑤ 特定の政治、宗教活動を目的とする事業

# 6 助成金の額

**助成金の限度額は50万円**です。ただし、知事が特別に認める場合については、100万円を上限に助成します。

なお、助成金は、栃木県文化振興基金の予算の範囲内で算定しますので、団体からの要望額 全てを満たすとは限りません。

市町補助額と同額以下であり、次に掲げる助成対象経費(事業の実施に要する直接的な経費のうち必要と認められるもの)の**10分の4以内**とします。

- ○用具及び衣装の修理又は更新等 需用費(消耗品費、修繕料)、委託料、備品購入費
- ○記録作成

報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、委託料、使用料及び賃借料

○その他地域伝統文化の普及・継承に必要な事業 恒常的な経費を除き、必要と認められるもの(例:後継者育成のために使用する練習用の楽器等の購入)

# 7 提出方法

- (1) 応募締切 令和6(2024)年3月25日(月) <必着>
- (2) 申請方法

持参または郵送により、下記(3)の書類を提出してください。

# (3) 申請書類

「栃木県文化振興基金助成事業実施要領」に定める、以下の書類及び添付資料 ①様式1 ②附表1-2 (事業計画書) ③附表2-2 (収支予算書)

# (4) 申請書の提出先

各市町文化財関係担当課 ※各市町文化財関係担当課を経由し、上記締切までに県へ御提出ください。

## (5) 留意事項

- ① 応募は、1団体につき1事業とします。
- ② 事業が実施期間内に完遂できなかった場合には、助成を取り消す場合があります。

## 8 その他

- ・選定結果は、各市町文化財関係担当課へ通知します。
- ・この募集要項に記載のない事項については、<u>「栃木県文化振興基金助成事業実施要領」及び</u> <u>「栃木県文化振興基金助成金交付要領」</u>に従って取扱います。

#### 9 問合せ先

栃木県生活文化スポーツ部文化振興課 文化財保護担当

E-mail:bunkazai@pref.tochigi.lg.jp

TEL:028-623-3424 FAX:028-623-3426